# 36協定・就業規則等の届出時の 留意事項

### 窓口届出時

◆控えが必要な場合、必ず申請書等は【<u>届出用+控え</u>】の2部以上をご持参ください。

#### 郵送時

- ◆控えが必要な場合 【申請書等(届出用)、申請書等(控え)+返信用封筒(切手付)】 を同封願います。
- ◆社会保険労務士及びグループ会社が**代行届出**をされる場合、 **代行届出者名及び届出対象事業場名**を<u>送付状に記載</u>のうえ同封 願います。

## 電子申請時

◆添付資料への受理印が必要な場合は、対象<u>ファイル名の冒頭</u>に 【押印希望】

と記載願います。(例:【押印希望】賃金規定)

◆社会保険労務士又は社会保険労務士法人が申請書の作成、事務 代理又は提出代行を行う場合、届出等の提出を代行することを証 明した**契約書等及び社労士証票**の写しの添付が必要です。

#### 年度末等の郵送・電子申請による届出について

- ◆年末年始、年度末等には<u>届出が大変多くなります。</u>そのため、 郵送による届出の返送や電子申請の受付完了までに1か月ほど かかる場合があります。
- ◆届出いただいた36協定等は、<u>内容等に不備がない場合</u>、 **受理日は<u>労働基準監督署への到達日</u>と**なります。

